



現代日本の児童福祉問題

松 島 正 儀

的抵抗が遂に為政者の異常なる論歩を結果し、福祉保障に対する正しい観念は寧ろ一歩前進した感がある。

これ等の出来事はわれわれが現代日本の児童福祉問題を論ずるに当って、非常に重要な事柄として取扱われなければならない。即ちわれわれはこの国の政治の基礎に「児童に対する正しい観念」が確立して居ったか否かという点を充分検討して置く必要がある。児童が現代国家の基礎であると共に次代への承継者として generation after generation の意義は不滅である。人間の文化目的達成への理想は generation を通して国がその責任を意識するところに出発の起点があると思われるからである。

然るに日本の政府や与党が一九五四年の初頭、防衛予算の

この年の初め、われわれはお正月を祝う暇もなく社会保障費切下げ反対の陳情や請願を旬日に涉って実施した。即ち、社会保障費の中に含まれている児童の福祉に関する費用が五割に切下げられてしまうという、聞くも哀れな出来ごとに対処してであった。学者グループをはじめ児童福祉に携わる専門家の各種別グループは全国一齊に立ち、社会福祉関係者は東京に於て緊急全国大会を開催するという切迫した情勢に進んでいった。社会福祉や児童福祉の問題が社会保障という焦点にしぼられて、所謂国民的抵抗を国の政治の前面に突き出したことは歴史上且つて見られなかった事柄であり、この国民

ひねり出しに、児童育成に関する諸費をも削るといふ、この国の児童に対し示された態度は、児童に対する正しい児童観というものがかく感じられず、児童に対する正しい観念の樹立に極めて縁遠いものであったことが暴露された。即ち「すべて児童はその生活を保障され愛護されなければならない」「国は——育成する責任を負う」といふ、新憲法や児童福祉法の新しい考え方やその原理を、いとも簡単に無残に放棄してしまふという状況であつた。

われわれは此処に非常に大きな問題点を見出し、民族的な反省をしなければならぬ。児童が法の下に平等に生活保障や愛護の権利を有して居りながら、いざという場合、何かという場合、自然的に存在する基本権利、基本的人権が無視され犠牲に晒されることは到底われわれの黙過出来ないところである。更に問題は児童がそれ自身訴えられず、問題の所在を提起せず、所謂声なき声を民族が聞くことなしに過ぎ行く危険である。

われわれは児童の成長や発達及びその教育を進めることによつて、民族の理想にあわせ児童をいかに伸していくか、将来の人間をいかに築くかという方向について、日本民族全体がもっと確かなる正しい児童観に立ち、国の責任を明らかにして置く必要を痛感する。然して明確にされた国の責任は、時の政府や与党の方針によつて左右されないものをいう、強固な意欲が民族の中に脈々たる生命をもつていて為政者が不

断に教育されていなければならない。日本の政治家の理想が低く、政治と児童福祉を直結する能力を出していないのは、正しい児童観の確立や方策に関する検討の不充分に原因する面もありわれわれもその責任に対する自覚を高めなければならない。

x

近代国家の確立は、一面児童そのものに対する認識の出發をどこからしているかということによつて判断せられるが、健全なる国家の基礎という要因に、児童をより比重の高いものとして認識を整え、国家の理想を児童の成育に希望を高らかに保ち、次代国民たる児童の精神並びに身体の健全化に国家が国家自らの責任として、その責任を保障せんとしている。ところが近代国家の国家観があり、児童観が成立している。児童心身の育成その福祉を単に社会成員の責任として放置して置かず、国家が児童福祉の責任行政を進め、更にその福祉増進に努力するという形がとられている。イギリスは一九一八年母子福祉法の成立以来各種の児童関係立法並びに行政の確立を二〇年間にまたがって完成、アメリカは一九一二年児童局 (Children's Bureau) を設置し、一九一八年には国際的に知られたる児童年 (Children's Year) を設け一大国民運動をなし遂げ、一九二一年には母性並びに乳幼児保護法を成立せしめてゐる。西ドイツは一九二二年に児童保護法を成立せしめ児童局を設置している。

斯くの如く先進諸国の児童への国家責任の認識は一九二四年国際聯盟によって採択された「児童の権利憲章」―ゼネバ宣言の出現、一九三〇年のアメリカの児童憲章の制定が人権に關する新しき児童の発見となり、國際的に児童觀の進展、今日近代國家に於ける児童に対する正しい児童觀を樹立してゐる。

日本の場合一九四七年児童福祉法が成立し児童福祉の原理が保障の精神によつて出發し、児童局が設立せられてゐる。即ち日本の場合も國際的に見て最も進んだ児童への考え方や見方に従つた児童育成の義務を確認し、児童の權利を保障した素晴らしいものである。更に一九五一年児童憲章は制定せられ、日本の児童に対する正しい觀念は國家、社會、保護者各個の中に遺憾なく成立してゐるものと信じたのであるが、日本の政治指導者にそれが欠けて居り、いろいろの場面で児童福祉は面に書いた餅となつてゐる現状は情なき次第である。近代國家の感覺に児童福祉の地位が重要なものとなり得るよう研究者も民衆も共にその推進を強力に圖らねばならない。そこで日本の児童福祉に対する現況はどうなつてゐるかを述べねばならない。

二

日本の児童総数は先の國勢調査によれば、三千三百萬人となつてゐる。内乳児は二五〇萬人、幼児は九五〇萬人、十八才未満の少年は二千百万人である。これ等の児童に対して國

家は義務教育を内九カ年文部省で行い、其の後の労働に關する面を労働省で、又非行少年に關する問題を法務省でそれぞれ行なつてゐるが、その生活を中心とする人間形成に關する中の広い問題は、厚生省に於てすべての児童を未だ母胎に在る時から心身の健全を積極的に守らんとしてゐるのである。終戦より今日迄その福祉増進は相當の成果を納めてゐると認められるが、福祉保障や憲章の誓約は現實の事態を通して見ると余りにも不十分であり、貧弱である。これは一面、政治と児童福祉を直結する能力を有する指導者の貧困、行政の非能率、サーピス精神の欠除等に原因のある事は否めないが、更に重要な原因は國民の He を認めない態度、つまり自分の子と親類の子 I と You を認めながら第三人格 He を尊重せず、認めしふり、社會の中にある子供の問題、日本の子供、民族の子供というような、広い大きい立場から子供の幸福をみる眼が不十分であつて、斯かる立場や態度から児童の福祉その幸福を築き上げてゆく、問題の解決に協力していくということが生かされてゐない。勿論更に一歩を進めて、問題の子供たちの福祉の問題、不幸に落ち入つてゐる子供たちの為に、この身の魂をこの世代に捧げんとする人々のいかに少ないかは統計の示す處であり、現代日本の一つの欠陥である。

加えて更に一つの悩みは裏づけとしての經費が常に伴はず、法律は整備し、児童憲章を制定して居りながら、あれも不足、これも不足で持たざる國の嘆きは深刻である。以下具

体的に五つの点に触れて論を進める。

X

第一の問題は、児童の人身売買「売られ行く子供たち」の問題である。人身売買とは何ぞやということの中々むずかしいことであるが、児童の福祉に反するような労務を提供することを内容とする契約、例えば児童に淫行、酷使等を伴う業務をさせることを内容とし、不当に児童を面会、通信、外出等を禁止し、心身の自由を拘束するのみならず、金銭その他即ち養育、被服、寝具、宿舍を給付することを内容として契約し、又はあつせんする行為であるが、いずれの場合も表面上は児童を女中、女給、又は養女等として入れこみ合法的な形式をとっている場合が多いので、実体に則した判断が必要であるが、冷害、災害等の新しい事情も加わつて本年度は、昨年度へ一年間で一、四八九名の二倍半に上っている現象は注目されなければならない。

児童憲章には「児童は人として尊ばれる」とあり、児童福祉法には「国及び地方公共団体は児童の保護者と共に——責任を負う」と立派に明文を持ちながら、何故か事件は次々に発生し増大の傾向は止まない。

家は懐しい、父、母、山河、思い出は胸に浮ぶ、けれど帰ればご飯が食べられない、涙とともに売られ行く運命に泣く子、仲介人の人買いが二里三里山奥に行けば、お願しますと、叶えられれば入試にパスしたような表情で、子供と千円

札二、三枚で入替する東北の農村、就職困難、高い自動車賃、遠く遠く離れた職安に行くよりは、機嫌とりとり簡単に世話してくれる仲介のおじさん、子供を売るのも買うのも当たり前という、又煮ようと焼こうと家の子だ、おらが子だという親たちの誤れる児童観、にじみ出ている生活苦、原因は正に交錯していると言える。

学校は九年も義務ぢや切れ切れない、七年か八年で沢山だ、家の為に身を沈めるのは親孝行というものだ、斯かる封建的な考え方を親も、子も、不審を抱かず胸に秘めている。長欠児童は最近都市農村ともに増加の傾向を示しているが、文部省でも厚生省でも、又無名の一青年でも、此処を突いて行けば身売りはもっと防止できると思われるし、電報一本で動物の売買同様に仲介者の地位を占めている類の人間共を、警察が手が廻りかねるといふ状況も残念至極である。

日本の農村経営のますさに基本的な問題があるとは思ふが、児童の人権確保という面からは教育基本法はじめ、各種立派な法令が空にまわっている感がある。児童福祉法や生活保護法、母子福祉のための法律や社会福祉事業の諸法が誰の為に、又何の為にあるのかを積極的に民衆に普及したり、児童福祉司や民生委員児童委員の諸機関がもっと積極的に親切に、この問題の防止に活躍されることが望ましい。

児童の人身売買 労働省調

A.	(自昭和26年7月 至昭和27年6月)	身売りされたる児童	1,489名
B.	(性 別)	男 168 (10.9%) 女 1,327 (89.1%)	
C.	(年令の最大割合)	17才女	40%

×

第二問題は児童の不良化の問題である。終戦後九カ年、既に一般の社会生活は一応の安定期に入っているにもかかわらず、児童の不良行為はその事件数が下らず、寧ろ上昇の傾向を辿っているという点である。戦後に於ける社会混乱により成人一般の社会生活がみだれ犯罪化の傾向をおびていたという頃からは、既に時を経過しているにもかかわらず、とばく行為その他が社会に厳然と存在している点、基地問題、喫薬街の問題等、社会環境の不良不純に関する問題点、映画、演劇、出版物よりのエロゴロと少年にはそれらの刺激が強烈すぎるにもかかわらず放任に等しい状態にある点、即ちこうした数々の社会悪にかこまれた中で家庭に於ける世の親が、親らしい正しい人生観を打立てて居ればよろしいが、親の正しい人生観は明らかならず、家庭の理想も、民族の理想も極めて不明瞭な現在の段階に於ては、児童をその不良化から守ることが実に深刻な大いなる問題である。

児童の不良化の原因は前述の如く多様であるが、反社会的な行動に走らせている諸種の害悪をとり除いて、これに適切な指導を積極的に加えてやれば、その社会や家庭に順応しやがて立派に役立ち得る人間に変わり得ることは世界的にこの不良児童問題と取組んだ先覚者たちが等しく実証されているところである。児童が生来悪質であるというよりは、児童が成育しつつある家庭環境や社会環境が児童を斯く変らしめたという場合がその殆どであり、児童が時々いだけ欲求をも全く理解しないのみならず、放任、時には抑圧されている状態から起っている場合の事件も以外に多いのである。

終戦前迄はこれ等不良化せる児童は感化院と称する施設に收容し、こらしめて直す主義が採られておったが、戦後児童福祉法の実施に伴い、呼称を「教護院」と改めて垣根を取はずし開放式に変更し、不良化せる児童の状態を一つの疾病と見て治療教育するという方針に改善せられている。然し、その設備も、食事、教育、被服等も、更には教師の配置も不十分であって、時に逃亡児童のある現状は残念である。

不良化の防止は、一般的に言って児童に拒否、禁止、取締りの態度でなく、積極的にその遊び、学習、生活指導を通して保護育成するという方針を堅持しつつ、他面個性と環境との相関関係について医学心理学等、科学の関与により客観的にその原因が何であるかを発見し、早期に措置することの必要性の理解、また愛情と責任の分担、家庭、学校、社会の協

力、或いは児童福祉司、児童委員、保護司等の現存専門機関の活用を遺憾なく進めることが不良化防止に重要なこと柄である。

政府は不良化防止については特に国会に於て決議を行い、一九四九年内閣に青少年問題協議会を設置、一九五三年には更に之を法制化して、各方面の力を集約大いに努力する意図の如く形式は整備せるも、机上計画の域を脱せず会議は空まわりの感がある。

次に少しく数字に基づいて観察してみると左表の通り十八才未満の青少年犯罪は、終戦後急激に増加せるままで今日尙その傾向に余り変化を示していない。昭和20年を100として昭和26年は四一三と最高の指数を示し、昭和27年は三九六となつて極めて僅か減少を示している程度で、依然として四倍近い状況にある。更に一般成人犯罪の罪質と比較してみても、殺人、放火、傷害、強盜等直接人心に最も恐怖を与える犯罪が増加していることは注目に価する問題である。(第一表)

第一表

(國勢本部、昭28調)

年次	男	女	計	増加率
1945年	25,851	2,434	28,285	100
1946	57,286	4,655	61,941	219
1947	58,165	6,290	64,455	228
1948	66,538	8,917	75,455	267
1949	71,415	7,474	78,889	278
1950	94,078	8,614	102,692	364
1951	108,403	8,333	116,736	413
1952	93,842	7,871	101,713	396

更にこれを十四才未満についてだけ観察してみると、その増加率は五一一となり、その不良化犯罪化の傾向が漸次年令の低い方に下りつつあつて、更に寒心に堪えない問題が発見されるのである。(第二表)

第二表

年次	男	女	計	増加率
1945	5,542	627	6,169	100
1946	11,662	1,150	12,812	219
1947	11,571	1,457	13,028	211
1948	10,941	1,459	12,200	197
1949	16,384	2,001	18,385	298
1950	26,728	2,889	29,617	480
1951	32,777	3,035	35,812	581
1952	28,866	2,921	31,787	511

(國勢本部、昭28調)

次に不良化と家計の関係を大まかに調べてみると、かつてのわれわれの観察では貧困故に不良化する者が絶対多数を占め、貧困と不良児は相関関係にあるものとの判定を許して居たが、国勢発表の数字によると、近時の不良化は貧困との関連は余りなく、家計費の点からは普通中流以上の家庭児童に多いという注目に価する現象が発見される。(第三表)

このことは児童は親と共にする生活の苦しさには、かなり強く堪え得られるが、不良文化財より来る影響、親の放任、夫婦間のびらん等家庭や社会から受ける影響には、案外もろく弱いものであるということが認定される。これ等の中で

特に家庭にその原因があると発表されている数字の割合は八三%であつて、問題の解決は広く一般家庭の健全化を指導されなければならぬといふ結論が導き出される所以である。

第三表

極めて貧しい	貧しい	普通(中流)	やや豊か(上流)	極く豊か	計
2,451人	8,458人	7,494人	2,725人	119人	21,247人
11%	39%	35%	13%	1%	

(調査本部、昭26.1~3)

更に厚生省が全国の教護院に收容されている四、四八一名の児童について、不良化の主因を調査したものとよつて検討してみると(表四)

第四表

A. 本人に主因があるもの	(男)	(女)	(計)
(1) 精神薄弱	184	32	216
(2) 性格異常	127	32	159
(3) 其の他の原因	70	17	87
			10%

B. 家庭に主因があるもの

(1) 家庭構成の欠陥	1,629	315	1,944
(2) 家庭の勢が不適当	659	144	803
(3) その他の家庭環境	812	172	984
			83%

C. 学校及び社会が主因と見られるもの	250	38	288
			7%

家庭に主因があるとみられるものが八三%であつて最大である。この八三%の内訳をみると両親に何等かの欠陥がある者が五一%を占め、残について見ると、放任、無監督、虐待、無関心、溺愛、厳格等で二二%。其の他の家庭環境等は二六%となつてゐる。

児童福祉法は児童の健全性を確保するために、児童の遊び場、インクレーションの問題等を取り入れ積極的解決に乗り出してはいるが、予算は全く与えられず、遊び場に指導専門職員の配置は制度上認められて居りながら、皆無の現状である。街でも家庭でも、事実上放り出されているに等しい状態の子供たちこそ悪のとりことなり犯罪に誘われる危険に晒されている。PTA、婦人会、青年会も日本の児童不良化問題の重要性を認識し、地域社会に進出して問題と取り組み組織的活動を行う必要性がある。又よき兄、よき姉となり信頼と女愛の対象となつて指導に自発的組織的活動を進めるBBS運動も、もっと積極性を増されなければならぬ。

×

第三問題は長期欠席児童の問題である。「すべての児童は、就学のみを確保せられ、また十分に整った教育の施設を用意される」とは児童憲章の第六条に書かれている言葉であるが、現実には小学校の義務教育で全国には約三十三万、中学校では二十八万人という多数の児童が長欠のまま放任されている。病弱や發育不完全で診断書により正規の就学猶子、又

免除者は全国で約九万人であり、いわゆる不就学状態の児童は約七十万人ということになっている（昭、二六、全国青少年問題協議会調）在籍児童に対するこの割合は小学校で三八%、中学校で七・四%となつて居り、現代の児童福祉問題として等閑に附せられない重要問題である。

殊に農村の、わけても東北地方の農村経営には幾多の欠陥があり苦悩がある上に、冷害水害加わり問題はかなり深刻である。即ち家庭が生活困難に陥入り、児童の生活費と教育費とを負担し得ない、然もあちらにもこちらにもと現象観察が許される事態は、既に家庭の負担能力が或る意味に於て限界点に達しているのではないだろうか。

この現象は都市にも顕著にして、東京ではぼつぼつ長欠児対策の一環として、夜間中学が開校せられ、親にも子にも受けている実態を見逃す訳にはいかない。又大阪の事例を大阪市教育研究所の調査により検討してみると、

第五表

学校別	長欠人員	在籍児との割合	経済的理由長欠
小学校	170	10.0%	内(46名)26%
中学校	192	4.4%	(57名)29%

大阪市城東区 1953.4-7調

第五表の状況であり、結局在籍五〇〇名につき小学校では五名、中学校では六名の割合で義務教育課程より貧困原因によ

る実質上の脱落者を出していることになる。

学校教育法基本法は死文化しつつある。然も児童福祉法生活保護法母子福祉貸付法等整備せるにもかかわらず、現行の法律で長欠児童を解決し得ない現実はもつと掘下げた検討を進められなければならない。

それぞれの家庭で児童は個々に継続的に教育の費用を要求している。PTA会費、見学費、学級費、遠足旅行費、給食費、何々参考書代といずれも現金持参で負担金は益々加重の傾向にあるが、子供の要求に應じて費用を負担しなければ、子供は欠席する。その欠席原因が解決されなければ、される迄長引き、更に学校を嫌うという別枠の長欠児童ともなってくるのである。

現在教育扶助という制度は生活保護の中に於て行われているが、扶助の決定の線は時代ばなれをした程低いものである。長欠児問題との対決には無力であり、その実施は僅かに全体の一割弱にしか及んでいない。又長欠児家庭の実態は悲哀にみちたもので、教師の指導や説得ぐらゐでは治癒し難く深刻である。

長欠児の家庭は働き続けねばならない、生きる為にあつて、長欠をくい止める為という生ぬるいものではない。九カ年の義務教育を否定したい、やめたい、とでもいう意識を固めていると思われる親が相当にある。義務教育の名に於て負しい七十万の家庭が、大きな費用負担に苦しみ、長欠児とい

うレットを貼って児童の発育の重要な段階をすごさせねばならないことは、日本の望まれる姿ではない。

児童福祉法では「その生活を保障され愛護される」原理が樹立せられ「児童の福祉に欠けるところがあると認められたり」「保護者に監護させることが不相当と認められた」場合等法文上には常に適切な措置をとることになっているが、長欠を理由に児童の福祉を守りぬく程親切に、又強力で運用されてもいず、予算の裏付けは貧弱で既存の形を維持することすら困難がある。

然しながらわれわれは、児童が教育を受ける権利と義務、又義務教育は無償である原理を何とかして貫かねばならない。従ってPTAや其の他の機関で救済し合うというような小さい問題の解決方法にゆだねるでなく、更に根本的解決策との関聯に於て、例えば失業対策、母子対策等と積極的にその繋りを考え乗り出す必要がある。長欠を解決して義務教育を確保、完全就学への途は、一面完全就職の問題とか農村経営とか、社会保障の確立等と常に併行して検討されなければならないものである。

X

第四問題は年少労働者の保護に関する問題である。最も抵抗の弱い年少労働者が、近時産業界の異変に伴ってその犠牲が求められる傾向があるのは、児童福祉を阻害する問題として重大である。殊に家庭貧困につけこみ、片親のマイナスに

つけこんで、(1)労働時間を長くし (2)休日は取上げ (3)深夜業を課し (4)労賃をたたいて酷使せられている実例が起きている。

十八才未満の年少労働者は全労働者の一%で約一五〇萬、この中十五才未満の年少者は原則として、これを労働者として使用し得ないことになっているが、実際は前述の長欠児童の実態と比較研究してみると、相当数違法使用がなされていると見られる。

殊に最近に於ける産業界の凸凹、金融引締による経済界の不況は、事業経営者に合理化の名目とする経営打開策が進められ、中小企業に於ては安易な手段に新中程度の年少者を使用する傾向がある。これ等は少年の側に於て何れもその原因が生活問題とからみ合っていて、労基法違反を強く突けない困難性がある。生活保護法が一人一カ月二、三〇〇円の扶助線で、勤労による収入があればすべて差引くという現在、年少者もぐって働くという問題は、仲々微妙な状況にある。然しながら、生活、児童、母子の三法を児童の福祉を守る立場から運用すれば防げる問題は相当にあると思われる。

労基法違反は総違反件数の約一〇%の位置を占め一カ年約五万件程度であるが、とに角自衛再軍備問題と、一般経済界の犠牲に、年少者や母性がシワヨセを蒙らないよう、善意の注意を払ってその安全を期したいものである。

X

第五問題は里親並びに職親制度の問題である。里親制度はアメリカ並びに歐洲に於ても盛んに行われて居り、殊に家庭の再発見という考え方より、日本に於ても近代児童福祉の三大支柱という構想の下に進められて居るものである。着想は非常によろしく、児童福祉の進展に貢献するものがあると思われるが、日本の場合、現段階では多くの困難性が伴っていることを知らねばならない。その困難性に対処する知識や準備を無視して、行政の末端に於て里親開拓、里子結びを強行したり、机上計画、紙上成績の上昇を喜んで居るといふ幼稚さが全国的に露呈されていると聞くのは残念である。これは将来に於ける理想の里親制度の進展を妨げる危険がある。

里親とは児童福祉法上の制度で、保護者を亡くした児童を保護者に監護させることが不適當と思われる児童を自己の家庭で養育することを希望する者で知事が適當と認定し登録される者であるが、(1)児童が我が家の子として養子に適すれば欲しい、不適當ならば断る。(2)別に(1)のような目的を持たないで、知事から委託費を受け、又は受けないで恵まれない児童の保護に当る。という二つの型と (3)我が家の小間使い、をねらう型とに大別される。

家庭を失った児童に第二の家庭を与えるということは、児童の心身の發育に真に好ましいことで、世の理解を高めつつ、真に児童の幸福という問題を中心にして、里親制度が進

められる必要があるし、又経験からは子供の年令はなるべく小さい中に、少なく共就学前迄に里子に出す方が成功率が高く、子の為にも里親の為にも愛情関係が比較的自然的状態に近く保たれる利点がある。

里親制度の実績は第六表の通りであるが、里親登録数の増加に比し、委託児童数が増加せず、その原因は更に研究されねばならない。里親制度は法制上の問題としては未だ歴史が浅く断定的な批判には時間を与えねばならない。

第六表

A. 知事の認定登録せる里親数	11,310
B. 児童を委託してある里親数	6,736
C. 里親に委託されている児童数	7,488
登録里親①に対する委託里親②の割合	59%

(昭27.12.1厚生省調)

次に職親制度（正式には保護受託者制度）は里親と同じように、保護者がいないか又はあっても保護者に監護させることが不適當な児童で義務教育を終えた者を、その独立自活に必要な指導と生活をみるといふ趣旨で知事が認定登録したものであるが、身寄りのない年長児童が社会に自立してゆく前段階として重要な意味をもっている。殊に就職は次第に困難となりつつあり、然も親がいないか又片親であるという場合、

受入側でつける差別は、折角今日迄戦いぬいてきた児童の門出に対して余りにも残酷な姿である。

新聞一月廿日の記事に「夫に死別自ら働きながらいとし子を学校にやり、いざ卒業就職という段で面接試験に片親であるという為に落された、之は実に考えさせられる問題だ。会社、銀行、事業場とも家庭事情のよい、育ちのよい者を採用するのは事実である。母が一人で苦勞して育てたり、親が死んで親類や他人の中で育った子には明朗さが欠け、暗い印象が残る。採用は社会事業ではないから、両親健在、家庭に余裕があり、明るい者をとる」というのであって児童福祉施設に在る子供達の就職は荊の道である。

従って児童の就職に先立つ過程として、個人家庭に職業の習得委託指導を頼み、そこを基盤に独立自活の道が開かれれば幸福である。ただ問題は里親に於ける危険と同様、児童の幸福を考える前に、家庭の手として酷使され、低い待遇で追い廻す、うわ手を充分警戒しなければならぬことである。

昭和廿七年一月現在登録職親は三五七、委託されている児童数は一〇九名で割合は二四％であるが実施後尙日も没く一般の理解と協力が必要である。

X

以上日本の当面する児童福祉問題として五つの点に記述を試みたが、更に ④混血児問題の今後、⑤保育を欠いた児童と保育所の問題、⑥戦争犠牲児童の将来、⑦児童不良文化財

対策、⑧児童福祉財政等があるが紙面の制限があり本稿に述べられないのは残念である。

近來日本の國際的性格が強まるにつれて、來訪外人客も多く日本の児童の幸福がどの程度に保障されているかを以て、文化水準や民主社會の發展程度を判断している。われわれも科學と愛情との上に立って児童觀に誤りなく、よく實在する問題の所在を知って、児童の福祉を推進する責任の上にたたねばならない。

